

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第1号

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例

安城市事務分掌条例（昭和42年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

（5）こども健康部

第2条第5項中「子育て健康部」を「こども健康部」に改め、同項第4号中「子育て」を「こども」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。